

令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 実質赤字比率、(2) 連結実質赤字比率、(3) 実質公債費比率、(4) 将来負担比率の 4 つの財政健全化に関する指標（健全化判断比率）及び公営企業の資金不足比率についてお知らせします。

4 つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画を定めて健全化に努めなければなりません。

令和 5 年度決算に基づき算定された益城町の健全化判断比率及び資金不足比率は、全ての指標が基準内となりました。

健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
R 5	無し (13.48)	無し (18.48)	10.0 (25.0)	22.4 (350.0)
R 4	無し (13.54)	無し (18.54)	9.4 (25.0)	32.3 (350.0)
R 3	無し (13.51)	無し (18.51)	8.8 (25.0)	38.1 (350.0)
R 2	無し (13.68)	無し (18.68)	8.8 (25.0)	32.9 (350.0)
R 1	無し (13.94)	無し (18.94)	7.9 (25.0)	32.2 (350.0)

※ () は早期健全化基準。この数値以下であれば健全段階と判断されます。

資金不足比率

区分	水道事業会計	下水道事業会計 (R 1 まで公共下水道特別会計)	農業集落排水事業 特別会計 (R 2 より下水道事業会計へ移行)
R 5	無し	無し	
R 4	無し	無し	
R 3	無し	無し	
R 2	無し	無し	
R 1	無し	無し	無し

※経営健全化基準はいずれも 20%です。この数値以下であれば健全段階と判断されます。

用語解説

[実質赤字比率]

福祉、教育などまちづくりを行う一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。歳出に対する歳入の資金不足額（赤字額）を標準財政規模（町税、地方交付税など標準的に入ってくる収入）で割って求めます。この比率が高いほど、財政運営が厳しいことになります。

[連結実質赤字比率]

公営企業等を含む全ての会計の赤字や黒字を合算し、全体としての赤字の程度を比率化したものです。

すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としての赤字額を標準財政規模で割って求めます。

この比率が高いほど、財政状況が厳しいことになります。

[実質公債費比率]

町債（借入金）などの返済額の大きさを比率化したものです。

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない町債の返済額やこれに準じる経費を標準財政規模で割って求めたものの過去3年の平均値です。

この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいことになります。

[将来負担比率]

一般会計等の町債の残高や将来に支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を比率化したものです。

一般会計等の町債（借入金）等将来負担額から返済金に充てることができる基金（貯金）や収入を引いた額を標準財政規模で割って求めます。

この比率が高いほど、将来の負担額が多く、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いことになります。

[資金不足比率]

公営企業ごとの赤字額を事業規模（主には料金収入額）に対し比率化したものです。

経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高いほど、料金収入額で赤字額を解消するのが難しくなりますから、公営企業としての経営が厳しい状況となります。